平成２１年（フ）第１４５号
北海道勇払郡安平町追分向陽943番地
債務者　井上　敏男
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市元町２丁目４番４号　坂アパート202号
債務者　小泉　　仁
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２号
岩手県釜石市浜町３丁目21番６号
債務者　三上　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３３号
岩手県釜石市大渡町２丁目５番10号
債務者　三上　納央
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第３４号
岩手県釜石市大渡町２丁目５番10号
債務者　三上由起子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第４３号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第３地割122番地２
債務者　上田　孝博
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第４６９号
仙台市若林区荒浜新２丁目17番地の19
債務者　門馬　常雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６５２号
宮城県宮城郡松島町高城字反町四２番地の４
債務者　高橋　朱美（旧姓大泉）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
仙台市青葉区木町通１丁目１番11―810号
債務者　渡邉慎一郎
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番２―504号
債務者　柏崎　典子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目24番19号　アネックス泉107
債務者　鈴木　浩文
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
宮城県多賀城市伝上山２丁目16番11号
債務者　鈴木麻奈美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
宮城県刈田郡蔵王町大字曲竹字河原前35番地
債務者　大宮　孝行
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第７２号
宮城県柴田郡柴田町船岡新栄２丁目19番地７―202号
債務者　新山　典子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４０号
秋田市東通８丁目１番８号　シャンポールさき106号
債務者　阿部　照子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７号
秋田市将軍野東２丁目１番28号
債務者　市来智恵子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４号
秋田市中通５丁目１番１号　グランドメゾン秋田610号
債務者　池田映理子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８号
秋田県にかほ市平沢字平森92番地５
債務者　佐藤　正二
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
秋田地方裁判所本荘支部